

介護予防・日常生活支援総合事業 (介護予防通所介護相当) 契約書

様 (以下、「利用者」といいます。)とはなみずき高齢者在宅サービスセンター(以下、「事業者」といいます。)は、事業者が利用者に対して行う介護予防・日常生活支援総合事業(介護予防通所介護相当)について、次のとおり契約します。

(契約の目的)

第1条 事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう介護予防・日常生活支援総合事業(介護予防通所介護相当)を提供し、利用者は、事業者に対し、提供されたサービスに対する料金を支払います。

(契約期間)

第2条 この契約の期間は 年 月 日から介護予防ケアマネジメントにより終了するまでとします。

(介護予防通所介護計画)

第3条 事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「介護予防ケアマネジメント」に沿って「介護予防通所介護計画」を作成します。事業者はこの「介護予防通所介護計画」の内容を利用者およびその家族に説明します。

(介護予防・日常生活支援総合事業(介護予防通所介護相当)の提供場所・内容)

- 第4条 介護予防・日常生活支援総合事業(介護予防通所介護相当)の提供場所は、はなみずき高齢者在宅サービスセンターです。所在地および設備の概要は【契約書別紙】のとおりです。
- 2 事業者は、第3条に定めた介護予防通所介護計画に沿って介護予防・日常生活支援総合事業(介護予防通所介護相当)を提供します。事業者は介護予防・日常生活支援総合事業(介護予防通所介護相当)の提供にあたり、その内容について利用者に説明します。
 - 3 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は可能な限り利用者の希望に添うようにします。

(サービスの提供の記録)

- 第5条 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後5年間保管します。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス提供記録を閲覧できます。
 - 3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。

(料金)

第6条 利用者は、サービスの対価として【契約書別紙】に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。

- 2 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月20日までに利用者へ通知いたします。
- 3 利用者は、当月の料金の合計額を翌月末日までに現金等で支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。

(サービスの中止)

第7条 利用者は、事業者に対して、【契約書別紙】に定める時間までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。

- 2 利用者が【契約書別紙】に定める時間までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して【契約書別紙】に定める計算方法により、料金の全部または一部を請求することができます。
- 3 事業者は、利用者の体調不良等などの理由により、介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防通所介護相当）の実施が困難と判断した場合、サービスを中止することができます。この場合の取扱いについては【契約書別紙】に記載したとおりです。

(料金の変更)

第8条 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用料および食費等の単価の変更(増額または減額)を申し入れることができます。

- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【契約書別紙】を作成し、お互いに取り交わします。
- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

(契約の終了)

第9条 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間において文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。

- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

- ④ 事業者が破産した場合
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 利用者のサービス料金に支払いが3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず20日以内に支払われない場合
 - ② 利用者またはその家族などが事業者やサービス従事者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者の要介護認定区分が、要介護1～5と認定された場合
 - ③ 利用者が死亡した場合

(秘密保持)

- 第10条 事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者及びその家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者および当該家族の個人情報を用いません。
 - 3 個人情報の取り扱いについては、当施設「個人情報保護に関する基本方針」および別記「当施設における個人情報の利用目的」により保護に努めます。

(賠償責任)

- 第11条 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。
- 2 利用者の故意、過失により、事業者の設備、備品に通常の保守・管理の限度を超える補修が必要となった場合は、利用者は事業者に対してその損害を賠償します。

(緊急時の対応)

- 第12条 事業者は、現に介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防通所介護相当）の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

(連携)

- 第13条 事業者は、介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防通所介護相当）の提供にあたり、地域包括支援センター、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 2 事業者は、この契約書の内容を介護支援専門員に速やかに連絡します。

